

- (一) 利用者の数が六十以下 一 以上
- (二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上
- (2) サービス管理責任者 当該指定障害者支援施設等において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。
- ロ イの施設入所支援の単位は、施設入所支援であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第一項に規定する指定障害者支援施設等の従業者は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）若しくは就労移行支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
- (複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数)
- 第五条 複数の昼間実施サービスを行う場合における指定障害者支援施設等は、昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満である場合は、前条第一項第一号二、第二号二及びホ、第三号二並びに第四号八（ロ）に係る部分を除く。及び二の規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。
- 2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、前条第一号イ③及びホ、第二号イ②及びハ、第三号イ②及びホ並びに第四号イ③、ロ②及びホの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるもの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。
- 一 利用者の数の合計が六十以下 一 以上
- 二 利用者の数の合計が六十一以上 一に、利用者の数の合計が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上
- 第二節 設備に関する基準
- (設備)
- 第六条 指定障害者支援施設等の設備は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。
- 2 指定障害者支援施設等の設備の基準は、次のとおりとする。
- 一 訓練・作業室
 - イ 専ら当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
 - ロ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
 - ハ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- 二 居室
 - イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。
 - ロ 階に設けてはならないこと。
 - ハ 利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とすること。
 - ニ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - ホ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - ヘ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
 - ト ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

- 三 食堂
 - イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。
 - ロ 必要な備品を備えること。
- 四 浴室 利用者の特性に応じたものとする。
- 五 洗面所
 - イ 居室のある階ごとに設けること。
 - ロ 利用者の特性に応じたものであること。
- 六 便所
 - イ 居室のある階ごとに設けること。
 - ロ 利用者の特性に応じたものであること。
- 七 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- 八 廊下幅
 - イ 一・五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。
 - ロ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。
- 3 認定指定障害者支援施設等が就労移行支援を行う場合の設備の基準は、前項に規定するほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。
- 4 第一項に規定する相談室及び多目的室については、利用者へのサービスの提供に当たつて支障がない範囲で兼用することができる。
- 第三節 運営に関する基準
- (内容及び手続の説明及び同意)
- 第七条 指定障害者支援施設等は、支給決定障害者が施設障害福祉サービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに、第四十一条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該施設障害福祉サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 指定障害者支援施設等は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五条）第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。
- (契約支給量の報告等)
- 第八条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを提供するときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、支給決定障害者に提供することを契約した施設障害福祉サービスの種類ごとの量（以下「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。
- 2 前項の契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えてはならない。
- 3 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し遅滞なく報告しなければならない。
- 4 第一項から前項までの規定は、受給者証記載事項に変更があつた場合について準用する。
- (提供拒否の禁止)
- 第九条 指定障害者支援施設等は、正当な理由がなく、施設障害福祉サービスの提供を拒んではならない。
- (連絡調整に対する協力)
- 第十条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。